

犬山市景観計画について

— 令和4年度(2022年度)に改訂した犬山市景観計画の運用開始後の取組 —

1 市民への周知について

- ・市ホームページ及び SNS への掲載

令和5年(2023年)4月3日付でホームページ及び SNS (犬山市公式 LINE 登録者数約16,300人)へ掲載しました。

- ・城下町地区への犬山城下町だよりの配布(資料1-1)

令和5年(2023年)6月、12月に城下町地区の約1,000世帯へ犬山城下町便りを配布しました。

- ・城下町地区町内会町会長への訪問(資料1-2)

景観計画の改訂および景観への取組について、城下町の18町内の町内会長へ訪問し説明しました。また、6町内へ資料を送付しました。

2 景観計画区域における行為の届出について

- ・景観計画区域における行為の届出書の添付書類として景観上配慮した事項のチェックシートを追加し、事前協議を実施(資料1-3)

3 関係機関への周知について

- ・関係機関への犬山市景観計画の送付

清涼飲料自販機協議会・犬山市設計事務所協会・公益社団法人 愛知県建築士事務所協会 一宮支部・公益社団法人 愛知建築士会・公益社団法人 愛知県宅地建物取引業協会 北尾張支部・愛知県行政書士会・愛知建設業協会

- ・商工会議所会議での犬山城下町屋外広告物ガイドラインの周知

9/6 商工会議所の会議で犬山城下町屋外広告物ガイドラインの周知を実施しました。後日、商工会議所便りにてガイドラインについて掲載していただきました。

4 歴史的建築物について

- ・令和5年度(2023年度) 歴史的建築物解体届出件数 3件

解体届を提出された場合には、保全についてのお願い文を送付しています。(資料1-4)

- ・令和5年度(2023年度)意向調査結果について(資料1-5)

令和5年(2023年)11月に歴史的建築物所有者へ意向調査を実施しました。

- ・事例紹介 令和4年度(2022年度)景観助成物件(資料1-6)

歴史的建築物所有者への意向調査時に歴史的建築物で景観助成を受けた物件の事例紹介のチラシを同封しました。

5 城下町の屋外広告物に対する活動報告について

- ・令和5年度(2023年度)屋外広告物パトロール(資料1-7)

令和5年(2023年)5月20日(土)、12月23日(土)にパトロールを実施しました。

6 関連部局の取組について

- ・歴史まちづくり課

文化財(建造物)等を地域の資産として残していくための修理費に対する経費の一部を助成する犬山市文化財保存事業費補助金として令和5年度(2023年度)1件の補助を実施しています。

また、景観や風情の向上に貢献している伝統的な意匠などに優れた建造物を表彰する毎年犬山市歴史まちづくり賞事業を実施しています。(資料1-8)

- ・観光課

令和4年度(2022年度)に策定された犬山市観光戦略において川沿いを回遊ルートと位置づけており、犬山市景観計画においても木曾川河畔ゾーンのルールを改訂しました。

観光課では令和4年度(2022年度)より木曾川河畔遊歩道整備に向けた地元住民などとのワークショップ「河畔 de カタリーヴァ」を実施し、河畔の未来に向けて具体的な取り組みを検討しました。また、木曾川河畔空間の整備に向けた実証実験を実施し、整備後のイメージを探るとともに、空間の使い方や配置、規模の妥当性を検討することで、必要な機能についての確認を行いました。(資料1-9)

令和5年度についても下記の取組を実施しました。

○宵のカタリーヴァ 令和5年(2023年)8月4日・5日

ロングラン花火期間中の実証実験として「宵のいぬや MARCHE」へ体験ブースを出店しました。

○柿狩り&犬山朝市へ出店 令和5年(2023年)11月4日・5日

地元住民などとの柿狩りを実施し、収穫した柿を犬山朝市へ出店しました。

城下町における改訂のポイント

① 順守すべきルール of 明確化

[順守すべきルール]

- ・高さ基準(13m以下とする)
- ・色彩基準(低彩度とする)

その他を可能な限り努力を求めるルールに明確化しました。

② 太陽光パネル設置ルール of 新設

③ キッチンカー・イベントテント of 配慮事項 of 追加

④ 自動販売機 of 配慮事項 of 追加

犬山市景観計画を皆さんの意見をもとに見直しました！

犬山城下町
まちなみ便り

R5. 6号
発行：犬山市

改訂した犬山市景観計画は犬山市都市計画課窓口及び犬山市ホームページ又は次の2次元コードからご覧いただけます。



犬山市景観計画 HP

みんなで守ろう 城下町

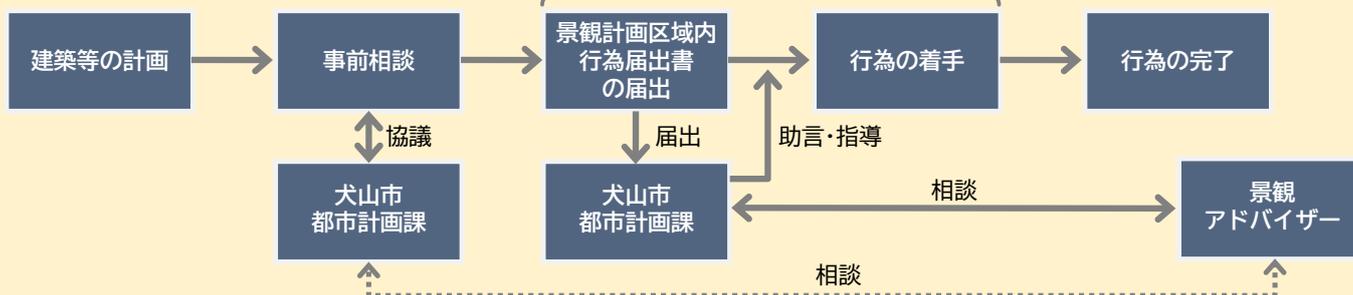


城下町のまちなみ景観を守っていくためにはまちの皆さんが自ら景観について考えることがとても重要です。
皆さんがまちなみ景観を守るために大切だと思うルールを各地域で決める制度も定めています。
この機会に改めて町の皆さんで城下町の景観のルールについて考えてみませんか。
ご不明な点等がありましたらぜひ一度都市計画課までご相談ください。

城下町で建築物の工事をするとき

城下町では全ての建築物について新築、増築、改築もしくは移転、外観を変更することとなる修繕、もしくは模様替え又は色彩の変更をするときは着手の30日前までに届出が必要です。

行為(工事着手日)の30日前までに「行為届出書」を届出



今年も！屋外広告物パトロールを実施します！

「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」作成から4年が経過しました。

今年度も犬山城下町の屋外広告物景観の保全のため、広告物アドバイザーの協力を得て、城下町のパトロールを実施しています。城下町の景観を保全するため、今一度屋外広告物ガイドラインを確認しましょう。



犬山城下町屋外広告物ガイドラインHP

犬山祭が3年ぶりに開催されました！

犬山祭は地域の皆さんが守ってきた民俗文化財です。城下町景観と犬山祭を守ることは歴史まちづくりの根幹であり犬山の伝統継承の両輪となります。

今後引き続き城下町景観と伝統文化をみなさんと一緒に守っていきましょう。

屋外広告物アドバイザーへの相談事例

屋外広告物アドバイザーによるパトロールを実施している中で、相談を受けている店舗へ屋外広告物の配置や店内の見せ方などの提案をさせていただいています。



犬山城下町のこれからは皆さんと共にあります。皆さんの思いを、ぜひお寄せください。

お店の方の声

景観について色々な点でアドバイスを受けました。その中でできる範囲で実際に行ってみました。

外から見たときに店内が暗いイメージで縁台の色を明るくした方がよいとのことだったので、紺色から赤色へ変えました。

お客様が店の奥に入ってしまうことがよくあったのですが、アドバイスを受けてカウンターの配置を変えたり、暖簾を設置しました。

店前にお品書きを出す A 型の看板を2つ出していたのですが、まとめた方がいいと言われたので1つはイベント用の看板として活用しています。

また、お店の前に来たお客様に店名がわからないと言われることがあったので、アドバイザーの方に相談したところ、店名の入った暖簾をつけるとよいとのアドバイスをいただきました。以前は店先に出していた店頭幕を使用していなかったため、出したところ、お店の最中と写真を嬉しそうに撮っているお客様もいらっしゃいました。

些細な事ですが、今の状況を改善できることがたくさんあると感じました。皆さんも気軽に相談してみるとよいと思います。

■ 発行 令和5年6月

■ お問い合わせ 犬山市 都市計画課 (市役所2階) TEL: 0568-44-0331
歴史まちづくり課 (市役所3階) TEL: 0568-44-0354

犬山城下町

まちなみ便り

R5. 12号

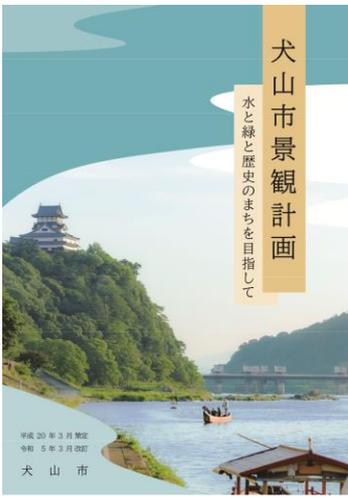
発行:犬山市

犬山城下町の景観について 考えてみましょう。

犬山市景観計画について

令和5年4月1日に「犬山市景観計画」の改訂を行いました。

それに伴い令和5年8月に、城下町の町会長の皆様へ景観計画の改訂内容について説明をさせていただきました。



犬山市景観計画

水と緑と歴史のまちを目指して



犬山市景観
計画 HP

城下町のまちなみ景観を守って
いくためにはまちの皆さんが自ら
景観について考えることがとても
重要です。

景観条例は皆さんがこれまでに
守ってきたまちなみ景観を守るた
めに大切だと思いうルールを各地域
で決める制度を定めています。

この機会に改めて町の皆さんで
城下町の景観のルールについて考
えてみませんか。

ご不明な点等がありましたらぜひ
一度都市計画課までご相談くだ
さい。

犬山城下町のこれからは皆さんと
共にあります。皆さんの思いを、ぜ
ひお寄せください。

景観って？

「景観」とは、眺められる「対
象」を示す「景」と、それを眺
める「主体」である人の目に映
った印象や物事の様子などを表
す「観」が組み合わさった言葉
で、眺める人の価値観（「観」）
を通して得られるものを表す言
葉であるといえます。

つまり、「景観」とはある価
値観を持った人の目に映るもの
だけでなく、音や光、香りなど
五感で感じるものを含んだ、ま
ちや地域などの姿、表情なので
す。



屋外広告物について

令和5年5月20日に犬山城下
町の屋外広告物景観の保全のた
め、広告物アドバイザー石井氏、
夏目氏の協力を得て、城下町の現
地確認を実施しました。

犬山城下町屋外広告物ガイドラ
イン作成から4年が経過してお
り、城下町での屋外広告物の設置
についてのご相談やガイドライン
を参考に屋外広告物を設置してい
る店舗も増えていきます。

屋外広告物の設置の際には、屋
外広告物アドバイザーからの提案
をいただくこともできますので、
ぜひ都市計画課までご相談くださ
い。

【令和5年第2回】 屋外広告物アドバイザーに よる現地確認

日時:12月23日(土)

対象地区:本町通り及び

その周辺



犬山城下町屋外広告物
ガイドライン HP

犬山市景観形成助成金 事例紹介

令和4年度に景観形成助成を受けて修理をして民泊として活用された事例が生まれました。
インタビュアーをさせていただきましたので、活用の参考にしてみてください。

概要



建物：大正12年建築 木造2階建
行為の概要：一部柱の修理、その他腐食柱等の交換等、建物正面及び側面の修繕
助成額：2,436,000円
(助成率 主要構造部の整備にかかる費用1/3、道路から見える部分の修景にかかる費用2/3 かつ上限300万円)

改修までの経緯

故郷犬山を離れて上京して以来、長い間犬山のことを意識したことがなかったのですが、都内地下鉄で犬山の観光広告を見かけた時、ああ随分犬山も変わったなあと感じていました。その後名古屋で働く事となり、住処を探していたところこの建物に出会いました。故郷の町がこんなに賑わっているなら、別荘にして住むのもいいなあと思いはじめ、業者さんに見てもらったところ、改修すれば建物は使えないことはないとのことでしたので、一旦、建物現状渡して譲っていただくことになりました。

その後、この建物が犬山市の歴史的建築物指定を受けており、改修に助成金を使わせていただけそうということがわかり、これはもうリノベーションして使い続けるのも地域に貢献出来て乙だなと思い、全面改修に決めました。

犬山市では歴史的建築物の保全のための支援をしています。

改修費の助成、無料住宅相談、空き家バンクなどの制度がありますので、お気軽にご相談ください。

苦労した点

開けてみなければわからないというのが、古民家改修の難しいところらしいのですが、この建物はパッと見でも2階の床が傾いていたり、その理由は柱が沈んでいることであったり、きれいにする以前に躯体の補修にいったいいくらかかるのかが一番の心配事でした。

今年でちょうど築100年の古い建物なのである程度ガタがきているのは仕方ないのですが、どこをどの程度手を入れてこの先も住みたいと思うようなものに直していくのか、財布と相談しながら建築屋さんによく打ち合わせました。元を生かしながら新しさも加えていく方針で、壁とか床は全部張り替えましたが、天井・梁や柱、階段や建具など使えるものは使って綺麗に仕上げる。あと見た目が良くなっても実際に古民家は寒くて住みづらいという点をどうするのかなどの問題。限界はあるにせよ断熱材を入れたり、サッシも全部二重に入れるなどやれるところは全てやっていただきました。

結果として古く懐かしい感じを残しつつも、快適性を向上させモダンで新しさを感じていただけるような感じになりました。

■ 発行 令和5年12月

■ お問い合わせ 犬山市 都市計画課 (市役所2階) TEL: 0568-44-0331
歴史まちづくり課 (市役所3階) TEL: 0568-44-0354

町内会への周知について

景観計画の改訂および景観への取組について、城下町の 18 町内の町内会長へ訪問し説明しました。また、6 町内へ資料を送付しました。

◇訪問町内 令和 5 年 (2023 年)

7 月 31 日 寺内町

8 月 4 日 外町・枝町

8 月 7 日 中本町

8 月 8 日 大手町・上大本町・東丸ノ内

8 月 9 日 本町・練屋町

8 月 10 日 西函師・鍛冶屋町

8 月 16 日 西余坂・東余坂

8 月 17 日 大本町

8 月 20 日 名栗町

8 月 21 日 下大本町

8 月 23 日 北熊野町

8 月 28 日 魚屋町

郵送対応 下本町、南熊野町、西丸ノ内、西新道、新町、東新道

◇景観計画について

改訂後の犬山市景観計画について説明をさせていただくとともに、町内への回覧文書をお渡しし、城下町のまちなみ景観について改めて町内会で周知していただくようお願いしました。

町会長からは「住んでいる人には景観を守るメリットがない」等のご意見があり、市としては「歴史的なまちなみが保全され、高層の建物が建たないことは住みよいまちづくりにつながる」ことをお話ししましたが、今後も景観への意識啓発を行う必要があると考えています。屋外広告物やキッチンカーについてのご意見もあり、事業者の方々への啓発についても引き続き実施していきます。

また、町会長からの依頼により役員会へ訪問し、説明をさせていただきました。

令和 5 年(2023 年)9 月 3 日 寺内町

令和 6 年(2024 年)2 月 4 日 大手町

◇景観形成促進地区について

景観形成促進地区ではない町内会へは制度の説明を行い、地区指定の検討をしていただくようお願いしました。

景観促進地区の町内会へは、改めて景観形成促進地区について説明しました。また、近年、町内で新築などがあった場合に何が建つのかというお問い合わせがあったこともあり、景観形成促進地区内で景観計画区域における行為の届出書が市へ提出された場合に、事業者からの説明や町内への回覧文書を希望するかお伺いしました。景観促進地区 9 地区 10 町内のうち、5 地区 6 町内が希望するとの回答でした。今後、事業者からの情報提供について検討していきます。



城下町における景観への取組について

- ✓ 犬山市景観計画を改訂しました。
- ✓ 自分たちの町をどんな町にしたいですか。

町会長 様

日頃は、景観行政に格別のご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

犬山市では市民や事業者が主役となって行政と協働しながら、犬山らしい魅力のある景観づくりに取り組んでいくための“羅針盤”とするため、景観法に基づく「犬山市景観計画」を平成20年3月に策定しました。策定から15年が経過する中、時代の変化に対応しつつも、良好な景観の形成と維持保全を継続的に行っていくために必要な基準や制度の見直しを行い、令和5年4月1日に「犬山市景観計画」の改訂を行いました。

地域住民によるまちづくりが長年にわたって取り組まれている城下町では、これまでと同様に地域の歴史や文化を継承し、より一層愛着と親しみ、そして誇りの持てるような景観づくりを行っていくことが重要です。

犬山市では城下町のまちなみ景観を守るために、景観形成促進地区という制度があります。また、地域の皆さんに新しく建つ建物を周知するための手段としてまちづくり協定を作ること您也可以。自分たちの町の景観について一度考えてみませんか。

今後は、これからの城下町の景観形成について町内の役員の方々と意見交換等を実施していきたいと考えています。意見交換などをご希望の方は一度下記の連絡先まで、ご連絡ください。

令和5年7月31日

お問合せ先（担当者）

都市整備部都市計画課 建築指導担当 丸地・大野

（市役所本庁舎2階）

電話：0568-44-0331

平日 8:30～17:15

Eメール：080100@city.inuyama.lg.jp

犬山市役所

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑 36 番地

景観形成促進地区

(1)景観形成促進地区とは

景観形成促進地区とは、市が、計画的かつ重点的に景観を創造し、または保全する必要があると認め、指定した区域のことを言います。

(2)景観形成促進地区の指定要件

「景観形成促進地区」は、「犬山城周辺地域内の城下町ゾーンにおいて、以下に示す要件を全て満たす場合に指定します。なお、景観形成促進地区内において、景観計画区域における行為の内、良好な景観形成に著しく寄与すると認められる行為については、景観助成金の対象とし支援していきます。

指定の際には、「景観ルール」に定める建築物等の形態・意匠などについて、その地域特有の具体的な基準について協議を行っていただき、その基準を「景観づくりのルール」に反映させるように申し出てもらうことを条件とします。

- ①一団の土地の所有者及び借地権を有する者（以下「土地所有者等」という。）の代表者から、景観形成促進地区指定の申出書により申出があること。
- ②一団の土地は、町内単位や道路沿線等であって町並みの連続性が確保されているとともに、相当数の建物及び区域面積を有していること。
- ③犬山市景観計画に定める良好な景観形成のためのルールに則して、高さ制限及び一団の土地の概ね 80 パーセント以上の土地所有者等の合意により作成された建築物等の形態・意匠の具体的な基準が定められていること。
- ④当該地区の景観を促進するための期限が、概ね 10 年を限度として定められていること。

(3)今後の取組み方針

現在すでに指定されている「景観形成促進地区」は、地域住民からの申し出を受けて 10 年を限度に更新を行っていますが、時間の経過によって指定当初の意識の高さが薄れている地域も出てきています。

今後は景観促進地区内で行為を行う場合には、町内会への事前協議をするように市から事業者働きかけ、住民の方々との情報共有を行うことを考えています。

また、再度意識啓発を行いながら、さらに強制力のある「景観協定」や「景観地区」などの指定を目指して地域住民との協議を進めていきます。

景観を守るためにはこんな方法もあります。

○まちづくり協定

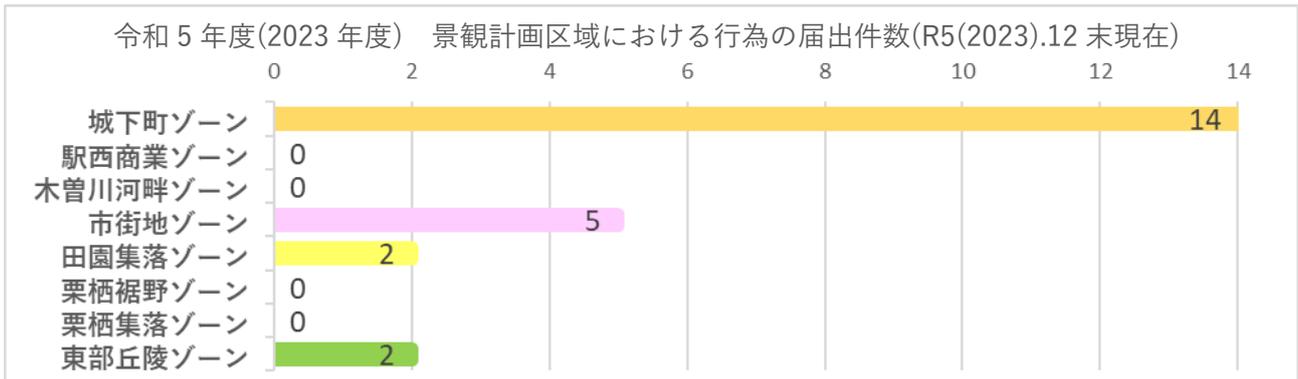
まちづくり協定とは、良好な住環境やそれぞれの地区の特性にあった景観・街なみの形成などを目的として、その地区のみなさんが自主的に定めたまちづくりのためのルールです。協定では建物の建築などの際に、町内会への事前協議など周知の方法を定めることができます。町内会にどのような建物が建築されるのか、把握することもまちの景観を守る方法の一つです。

○犬山市景観計画区域について

犬山市では市内全域を「景観計画の区域」とし、景観のルールを定めています。届出基準に該当する場合には、「景観計画区域における行為の届出書」を提出する必要があります。

○景観計画区域における行為の届出件数

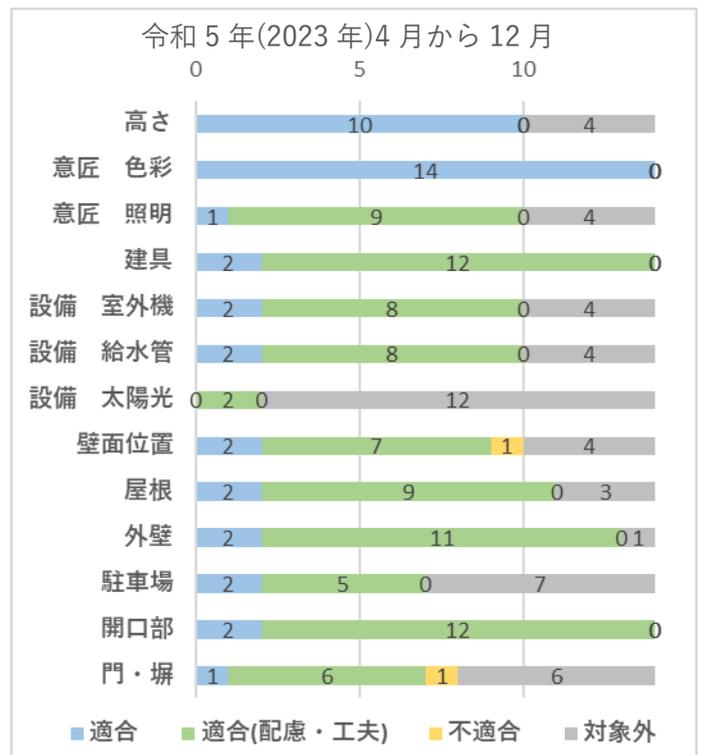
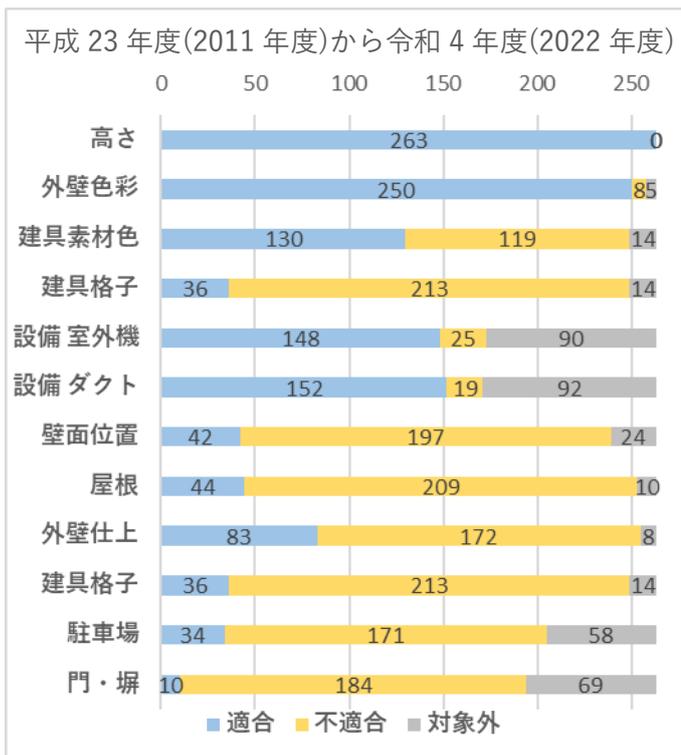
令和5年度(2023年度)の建築物の届出件数は、令和5年(2023年)12月末時点で23件であり、その中の14件が犬山城周辺地域城下町ゾーンでの行為です。城下町ゾーンは全ての建築物を届出対象としているため、届出件数が多くなっています。



○城下町ゾーンにおけるルールの適合について

景観計画の改訂前の令和4年度(2022年度)まではほとんどの届出が不適合となっていました。改訂後は届出忘れの1件を除き、高さと色彩については適合、その他のルールについては配慮・工夫がなされている。

城下町ゾーンにおけるルールの適合状況



※景観助成物件は該当するすべてのルールに適合

景観上配慮した事項のチェックシート【城下町ゾーン】【届出対象行為:建築物】

作成日 年 月 日

申請者				申請地	犬山市
項目	景観づくりのルール	具体的な配慮・工夫の内容	市	備考	
高さ	高さの最高限度は13メートルとする。 <input type="checkbox"/> 該当なし		<input type="checkbox"/> 適合		
意匠	周囲の歴史的なまちなみ景観との調和に配慮し、外観に用いる色彩は落ち着いた低彩度※1のものを用いる。 <input type="checkbox"/> 該当なし		<input type="checkbox"/> 適合		
	夜間において、過剰な照明やサインなどは控え、周辺の景観と調和するよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		
建具	外壁や周囲の建築物と調和した色(黒色、茶色、木系色)や素材の建具枠を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		
設備機器	空調の室外機などは、可能な限り、道路などから見えない位置に設けるか格子などで覆い周囲の景観と調和するよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		
	給水管、ダクトなどは、道路から見える外壁面に露出しないよう努める。 <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		
	太陽光パネルは道路から見えない部分へ設置するよう努め、屋根勾配と一体となるよう工夫し、建物の一体性を保つよう配慮する。 <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		
壁面位置	壁面の位置を道路境界線または隣接する建築物の壁面位置にそろえ、まちなみの連続性を保つよう努める。 <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		
屋根	屋根の形状は以下のとおりとするよう努める。 ・切妻平入り ・道路に向かう勾配屋根 ・日本瓦葺き(黒色または銀鼠色) <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		
外壁	漆喰塗り、下見板張り、または漆喰調、木目調仕上げとするよう努める。 <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		
駐車場	駐車場の設置は、可能な限り、建築物の道路に面する部分以外に設けるか、ビルトインガレージや格子戸や板塀を設けるなどして、まちなみの連続性を保つ。 <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		
開口部	開口部には格子を用いるよう努める。 <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		
門・塀	建築物を道路境界線から後退させて建築する場合は、可能な限り道路に面する部分に周囲の建築物と調和した板塀などを設ける。 <input type="checkbox"/> 該当なし		配慮 <input type="checkbox"/> 工夫		

※1:「低彩度」:マンセル表色系で、R(赤)およびYR(黄赤)系の色彩は彩度を6以下、Y(黄)系の色彩は彩度を4以下、また、その他の色彩は彩度を概ね2以下とし、周囲の歴史的な建築物が有する色彩と調和したもの。ただし、漆喰等の地域の歴史文化を色濃く表す素材や意匠等を用いる場合はこの限りでない。

歴史的建築物解体届出について

令和5年度(2023年度)の歴史的建築物解体届出件数は3件でした。

①



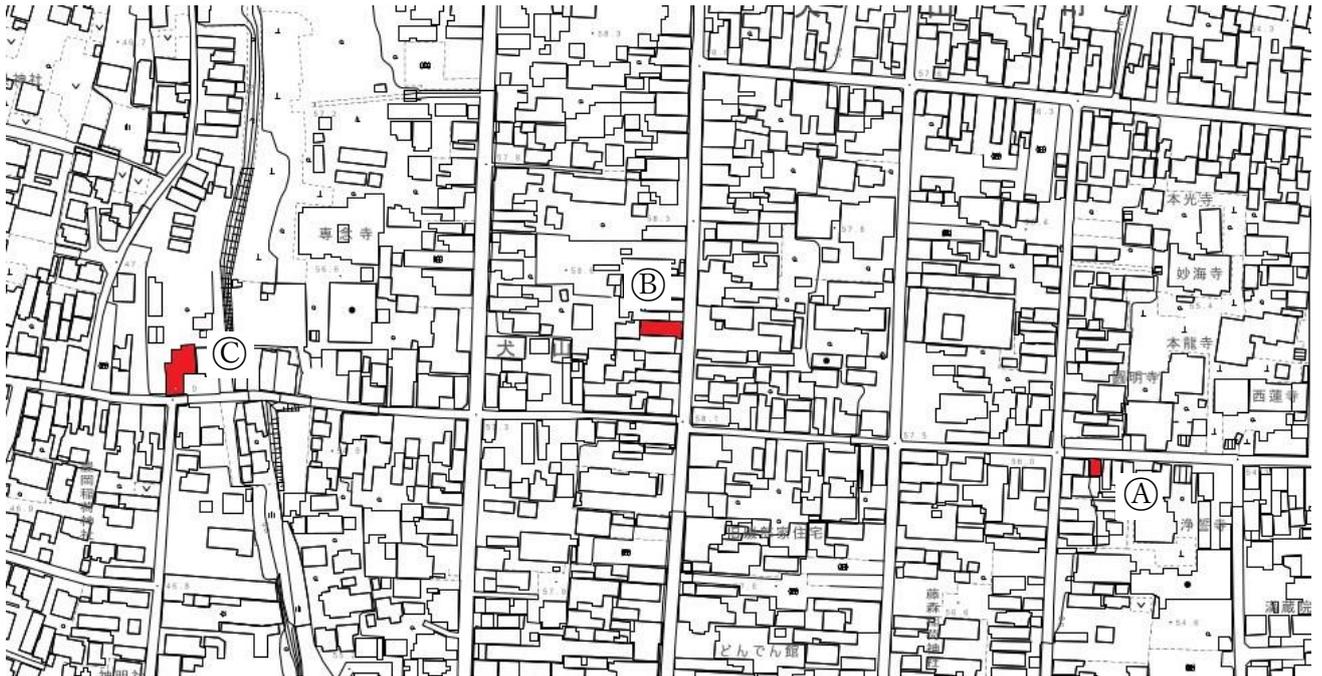
②



③



【所在地】



【解体理由】

- ・十数年空き家状態で、雨漏りもひどく瓦が落ちてきている状態。手を入れても居住できるとは考えられず、近隣の住人からも対応を求められているため。
- ・建て替えのため。
- ・売買のため。

解体届を提出された場合には、保全についてのお願い文(別添)と補助金のチラシを送付しています。

令和5年 月 日

様

犬山市都市計画課

歴史的建築物の保全について（お願い）

日頃は、景観行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

この度、下記物件の歴史的建築物除却届出書を受領しました。貴所有の建物は、城下町景観の保全の取組において重要であることから今一度今後の利活用についてご検討をお願いできればと思います。当市が実施しております補助金などのパンフレット等を同封いたしますので、ご参考にしていただけますと幸いです。

対象建築物の所在地 犬山市大字犬山

※「歴史的建築物」とは・・・

城下町が形成された当時の木造建築された町屋の様式を持った建築物や土蔵、門・塀などの附属屋であり、概ね戦前（昭和初期）に建築された建築物等

〈問合せ先〉

犬山市 都市整備部 都市計画課 建築指導担当（2階）

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36

TEL:0568-44-0331（直通） Fax:0568-44-0366 E-mail:080100@city.inuyama.lg.jp

歴史的建築物等の所有者に対する意向調査のまとめ

令和 5 年度(2023 年度)

- 意向調査送付件数 171 件
 - 歴史的建築物 138 件
 - 歴史的建築物所有者不明 9 件
 - 候補物件 24 件
- 回答数 69 件
- 回答率 40%
- 未回答 102 件

【アンケートの趣旨】

本アンケートは「犬山城下町を守る会」が令和元年(2019 年)に発行した歴史的建築物の分布図を参考に、現地確認を行いながら対象者の抽出を行い意見集約を行ったものです。

近年、犬山城下町では核をなす歴史的建築物の解体により、城下町景観の保全が危ぶまれています。

そのことから、令和 2 年度末(2020 年度末)景観条例を改正し、解体時の届出や保全に向けた改修費の助成、改修に向けた専門家による相談・アドバイスの実施を行えるようにしました。

今後も所有者に対する啓発活動として、年に1回の意向調査、制度啓発を行うこととしています。

(今後の取組)

今後の意向調査においてより多くの方に回答していただけるよう、歴史的建築物の継続した調査や意向調査内容の精査をしていきます。また、課題や不安を抱えている方々に対して、ヘリテージマネージャー(※)や宅建協会の専門家の方々による相談会を開催して保全、改修に向けた啓発を行います。

※ヘリテージマネージャー：地域に眠る歴史文化遺産を発見し、保存し、活用して、地域づくりに活かす能力を持った人材のことです。

令和5年11月9日

様

犬山市長 原 欣 伸
《 公 印 省 略 》

歴史的建築物の意向調査について（依頼）

日頃は、景観行政にご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

犬山市では、令和3年度にあなたが所有する下記建築物について外観の状況から犬山市景観条例第17条の2に基づき良好な景観の形成に対する助成等の対象となる「歴史的建築物」として指定しております。

つきましては、別添建築物の保全の意向を確認ため同封の「意向調査票」により調査を行います。ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、この調査は指定物件に対して年に一度行うもので、毎年お願いさせていたいただいています。

記

- 1 対象建築物の所在地 犬山市大字犬山字（別添写真参照）
2 対象建築物の概要 木造平屋建(切妻平入)

※「歴史的建築物」とは・・・

城下町が形成された当時の木造建築された町屋の様式を持った建築物や土蔵、門・塀などの附属屋であり、概ね戦前（昭和初期）に建築された建築物等

※「歴史的建築物」には・・・詳しくは裏面をお読みください。

指定書の内容や送付先（所有者）などに違いがある場合は下記までお問い合わせ下さい。

〈問合せ先〉

犬山市 都市整備部 都市計画課 建築指導担当（2階）

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36

TEL:0568-44-0331（直通） Fax:0568-44-0366 E-mail:080100@city.inuyama.lg.jp

歴史的建築物の保全のため支援します。

今回意向調査票を送付させていただきました方々の建物は「歴史的建築物」に指定されており、次のような支援を受けられますので、ご相談下さい。

【支援の内容】

・保全に係る費用を支援

現在の景観条例の助成制度を活用して、指定された歴史的建築物を保全するため改修費の助成が受けられます。

改修の内容についても、歴史的建築物の専門家である「ヘリテージマネージャー」に無料相談を受けることができます。

・無料住宅建築相談

「建物を改修したい」や「建物を売却したい」というときに、ご気軽に専門家の意見を聞ける場として、無料相談を1回受けることができます。(ただし、2回目以降は有料になります。)

・空き家バンクの活用

「売却したい」という方は、「建物を解体して更地でないと売れない。」と思って見える方々も多いと思います。

しかし、「歴史的な建物に住みたい」「歴史的な建物で商売をしたい」というニーズは増えてきています。

売りたい方はまず、そのまま市の空き家バンクの活用を考えてみてはいかがでしょうか。

【取壊しの際の届出】

取壊しの際は取壊しの1年前までに届出が必要になりますので、事前に下記までお問合せください。

不明な点がございましたら、お気軽に下記までご相談ください。

〈問合せ先〉

犬山市 都市整備部 都市計画課 建築指導担当 (2階)

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑3 6

TEL:0568-44-0331 (直通) Fax:0568-44-0366 E-mail:080100@city.inuyama.lg.jp

(表紙)

歴史的建築物保全・継承事業 意向調査票

犬山市景観条例に基づく歴史的建築物の保全に向けて、所有者の方々に意向調査をさせていただきます。

この調査は、犬山城下町の構成要素となる歴史的建築物の所有者の方々にお願いしています。

つきましては、意向調査の趣旨をご理解いただきご協力をお願いいたします。

【 今回意向調査票を送付させていただいた対象の歴史的建築物 】

- ・道路から見える外観が城下町の景観やルールのお手本となる建築物
- ・概ね戦前の建築物

【 意向調査票のご記入にあたって 】

1. 本調査に関する情報は、犬山市景観条例に関する事業以外には使用いたしません。
2. ご記入いただいた調査票は同封の返信用封筒にて 令和5年11月30日(木)まで にご投函くださるようお願いいたします。
3. 意向調査に関してご質問等ございましたら下記までお問い合わせください。

《お問い合わせ先》

犬山市役所 都市整備部 都市計画課 建築指導担当(本庁舎2階)

〒484-8501 犬山市大字犬山字東畑36

TEL 0568-44-0331 FAX 0568-44-0366

E-mail 080100@city.inuyama.lg.jp

対象建築物の所有者に変更がある場合はご記入ください。

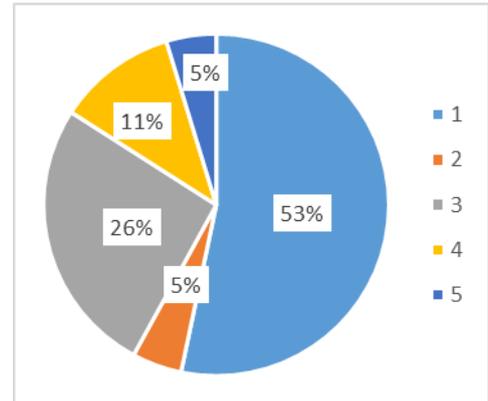
住所	
氏名	

問1. 現在この歴史的建物を活用されていますか？（1つに○を）

- 1 住宅、店舗などとして自分で活用している
- 2 倉庫などとして自分で活用している
- 3 借家、貸店舗等で人に貸して活用している
- 4 特に利用していない空き家の状態である
- 5 その他（ ）

意向調査結果

半数以上は「自己使用（一部店舗貸含む）」である。
また、「倉庫」が5%、「空き家」が11%あり、これらについては今後、積極的活用が望まれる。



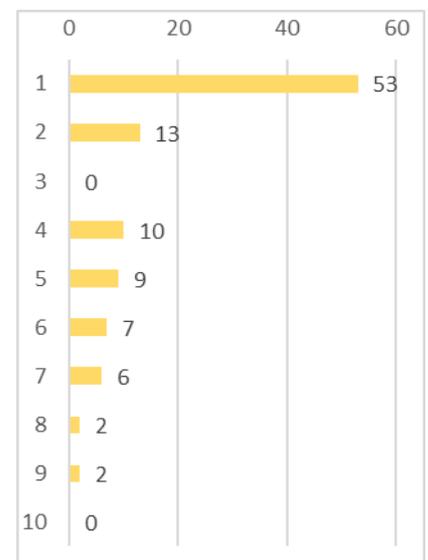
問2. この建物を今後どのようにする予定ですか？（複数回答可）

- 1 当分の間、現状のまま使用していく
- 2 歴史的価値(現状の外観を維持)の保全を考慮した改修をして使用していきたい
- 3 歴史的価値の保全は考慮せず、現在の生活様式にあった改修していきたい
- 4 できる限り残したいが、状況により検討する
- 5 課題があるので、どうすべきか悩んでいる →問2-1へ
- 6 相続などで渡す予定なので、次の所有者に任せる
- 7 今後建物付きのまま売却又は賃貸したいと考えている
- 8 解体して土地を売却又は賃貸する予定である →問2-2へ
- 9 建替えをするので、取り壊す予定である →問2-2へ
- 10 その他（ ）

意向調査結果

「現状のまま」が53と圧倒的に多いが、「歴史的改修」の回答も13あり、今後も歴史的建築物への助成を実施していく必要がある。

また、「状況による」「課題がある」との回答が19あり、建物の今後について悩んでいる方も多くいるため、無料住宅相談など相談ができる制度を引き続き実施していく。



問2-1. 問2で5を選択した方に伺います。課題は、具体的に何ですか？

(自由記載)

- ・ 2階を改修し、活かしたい。
- ・ 老朽化が著しい。修理費・維持費など、管理費用が今後かさむと思われ、経済的負担に耐えられるかどうか。売買後の新規取得者が、この建物を維持していこうとする気持ちを持ち続けるために、行政として何ができるか、その対策を考えてもらいたい。
- ・ 耐震基準を満たしていないため、今後もこの建物を維持しようと思うと相当の費用がある。
- ・ 水道管が細くて水が少しずつしか出ない。湯沸かし器も水が少ないため、うまく付かない。水道を引いてから60年以上。困っている。
- ・ 一棟建物の区分所有であり、隣の建物所有者と相談のうえで今後の方針を決定するつもりであるが、まだ相談できていません。
- ・ 下水が通るための改修、耐震の強化
- ・ 隣の家の屋根が少しかぶさっていて、その境目から雨漏りがして2階にシミができています。とたりも貸店舗となっているため持ち主と連絡が取れない。
- ・ 屋根瓦がだいぶ傷んできたので、いずれ吹き替えなくてはならなくなるので、その費用がかかるので、どうするかが心配です。景観助成金を受けられるのですか。

みなさんも歴史的建築物を 活用してみませんか！

事例 紹介

令和4年度に景観形成助成を受けて修理をして民泊として活用された事例が生まれました。取材してきましたので、皆さんの活用のご参考にご紹介します。

概要



建物：大正12年建築 木造2階建て
行為の概要：一部柱の修正、その他腐食柱等の交換等、建物正面及び側面の修繕

助成額：2,436,000円

(助成率 主要構造部の整備にかかる費用1/3、道路から見える部分の修景にかかる費用2/3 かつ上限300万円)

改修までの経緯

故郷犬山を離れて上京して以来、長い間犬山のことを意識したことがなかったのですが、都内地下鉄で犬山の観光広告を見かけた時、ああ随分犬山も変わったなあと感じていました。その後名古屋で働く事となり、住処を探していたところこの建物に出会いました。故郷の町がこんなに賑わっているなら、別荘にして住むのもいいなあと思いはじめ、業者さんに見てもらったところ、改修すれば建物は使えないことはないとのことでしたので、一旦、建物現状渡しで譲っていただくことになりました。その後、この建物が犬山市の歴史的建築物指定を受けており、改修に助成金を使わせていただければいいということがわかり、これはもうリノベーションして使い続けるのも地域に貢献出来て乙だなと思い、全面改修に決めました。

反響

思いのほかきれいに改修できたこともあり、東京に帰る週末に民泊として運営することとして始めたのですが、とても好評で8月、9月は毎週ご利用いただくことができました。夏休みということもあってか、ご家族連れや女子会など多人数でのご利用が多かったです。一棟貸で気兼ねなく過ごしていただけるので、城下町の別荘的に宿泊できるのが良いみたいです。遠方からもいらっしゃいます。



苦勞した点



開けてみなければわからない というのが、古民家改修の難しいところらしいのですが、この建物はパッと見でも2階の床が傾いていたり、その理由は柱が沈んでいることであったり、きれいにする以前に躯体の補修にいったいいくらかかるのかが一番の心配事でした。

今年でちょうど築100年の古い建物なのである程度ガタがきているのは仕方ないのですが、どこをどの程度手を入れてこの先も住みたいと思うようなものに直していくのか、財布と相談しながら建築屋さんによく打ち合わせました。元を生かしながら新しさも加えていく方針で、壁とか床は全部張り替えましたが、天井・梁や柱、階段や建具など使えるものは使って綺麗に仕上げる。あと見た目が良くなっても実際に古民家は寒くて住みづらいという点をどうするのかなどの問題。限界はあるにせよ断熱材を入れたり、サッシも全部二重に入れるなどやれるところは全てやっていただきました。結果として古く懐かしい感じを残しつつも、快適性を向上させモダンで新しさを感じていただけるような感じになりました。

犬山城下町への思い

今年の8月に発売された「地球の歩き方 愛知」という旅行本を買ったら、犬山がたくさんページに掲載されてるんですよ、びっくりしました。あらためて、外から犬山はとても魅力的にみえているのだなということを感じ、今回の古民改修もやってよかったなあと思いました。犬山にはまだまだ魅力がありますね。残念ながら城下町には空き家になっているところも多いと聞きますが、そうした物件も使われるものとする事で、古いものが良さを残しながら新しく変わっていく、古くても生き活きとした生活がありそこに多くの人を訪れる。そんな魅力的で人が集まる町になっていくといいなと思います。

犬山市からのお知らせ

犬山市では歴史的建築物の保全のための支援をしています。

改修費の助成、無料住宅相談、空き家バンクなどの制度がありますので、お気軽にご相談ください。

犬山市 都市整備部 都市計画課
建築指導担当（2階）

〒484-8501

犬山市大字犬山字東畑36

TEL:0568-44-0331（直通）

Fax:0568-44-0366

E-mail:080100@city.inuyama.lg.jp

城下町の屋外広告物に対する活動報告

- 城下町における屋外広告物の現状とこれまでの取組 -

昨今の城下町では、多くの観光客にお越しいただき賑わう一方で、店舗ごとに看板類やのぼり旗の乱立など、城下町としての景観の乱れが気になるようになってきました。

そこで、2019年度に、より美しい城下町を目指すための「犬山城下町屋外広告物ガイドライン」をまとめました。

このガイドラインは、地元の店舗事業者や住民とワークショップを行い、地元と市が協働して作成したもので、具体的な屋外広告物に対する「禁止」、「配慮」、「工夫」、「推奨」事項を明示しています。

城下町周辺の各店舗事業者には、ガイドラインを個別に配布するとともに、ガイドラインを参考にした屋外広告物を表示するよう働きかけを行ってきました。

○今年度の活動

◆屋外広告物パトロール

第1回 令和5年5月20日(土)、第2回 令和5年12月23日(土)

- ・参加者: 広告物アドバイザー2名、都市計画課職員3名
- ・パトロール範囲: 本町通及びその周辺

城下町のパトロールを行い、広告物を出している店舗へのチラシの配布及びガイドラインの周知を行いました。

アドバイザーによる屋外広告物パトロールやアドバイスにより、城下町らしい屋外広告物が増えました。また、屋外広告物ガイドラインの普及により、屋外広告物設置前の相談も増えてきています。



○広告物アドバイザーについて

市職員と一緒にガイドラインに適合するよう周知・啓発を行うと共に、デザインの専門家の視点より、屋外広告物の改善に向けたアドバイスを行う。

◆石井 晴雄 氏(愛知県立芸術大学教授)

犬山城下町屋外広告物ガイドライン作成時から継続して本事業に携わる。

◆夏目 知道 氏(愛知県立芸術大学准教授)

令和3年度より広告物アドバイザーとして活動。

本町組車山蔵改修工事 当初計画

- 建造物名 本町車山蔵【登録有形文化財建造物・歴史的風致形成建造物】
- 所在地 犬山市大字犬山字東古券 779
- 建物概要
 - 【構造】・・・木造、平屋建
 - 【建築年】・・・明治 42 年
 - 【面積】・・・建築面積 37 m²
 - 【外観】・・・棧瓦葺、切妻、梁間 4.55m、奥行 8.22m、高さ 8.2m、桁高さ 7.0m
 - 【利用状況】・・・本町の車山を収納

- 事業内容
扉修繕、土台取替、荒壁塗直し、壁角波トタン張替、西面漆喰塗替え 等

- 事業費（補助額）
9,680,000 円（5,000,000 円（上限））

■ 特徴

車山蔵は犬山祭の際にくりだす車山の格納蔵である。本町車山蔵は明治 42 年に建築されたもので、大工棟梁は犬山藩の御用大工の系統を継ぐ市橋清次郎である。梁間 4.55m、奥行 8.22m、高さ 8.2m の木造平屋建て、棧瓦葺、切妻屋根、妻入の建屋で、桁高は 7.0m である。車山を二段まで組み立てたまま収納することができる。小屋組は和小屋であるが十文字に入れた水平筋交、両側壁も同じく十文字に筋交を入れボルト締めとしている。明治 40 年頃まで使われた四角頭のボルトであること、構造的に見て当初からのものと判断され、地方大工による洋風建築技術の導入が認められる。正面は板扉であるが、両側面、背面、軒は一部トタンを貼っているが、当初は漆喰の塗籠である。本町車山蔵は木造で伝統的建築物としてのこる車山蔵であり、伝統的な景観の形成に寄与している。

■ 過去の修理履歴

年度	修理内容	事業費（補助）
平成 11 年度	破風 漆喰左官工事	153,000 円
平成 23 年度	屋根葺替、樋修理	1,096,000 円（730,000 円）

現地写真（西側）



令和5年度 犬山市歴史まちづくり賞受賞候補物件

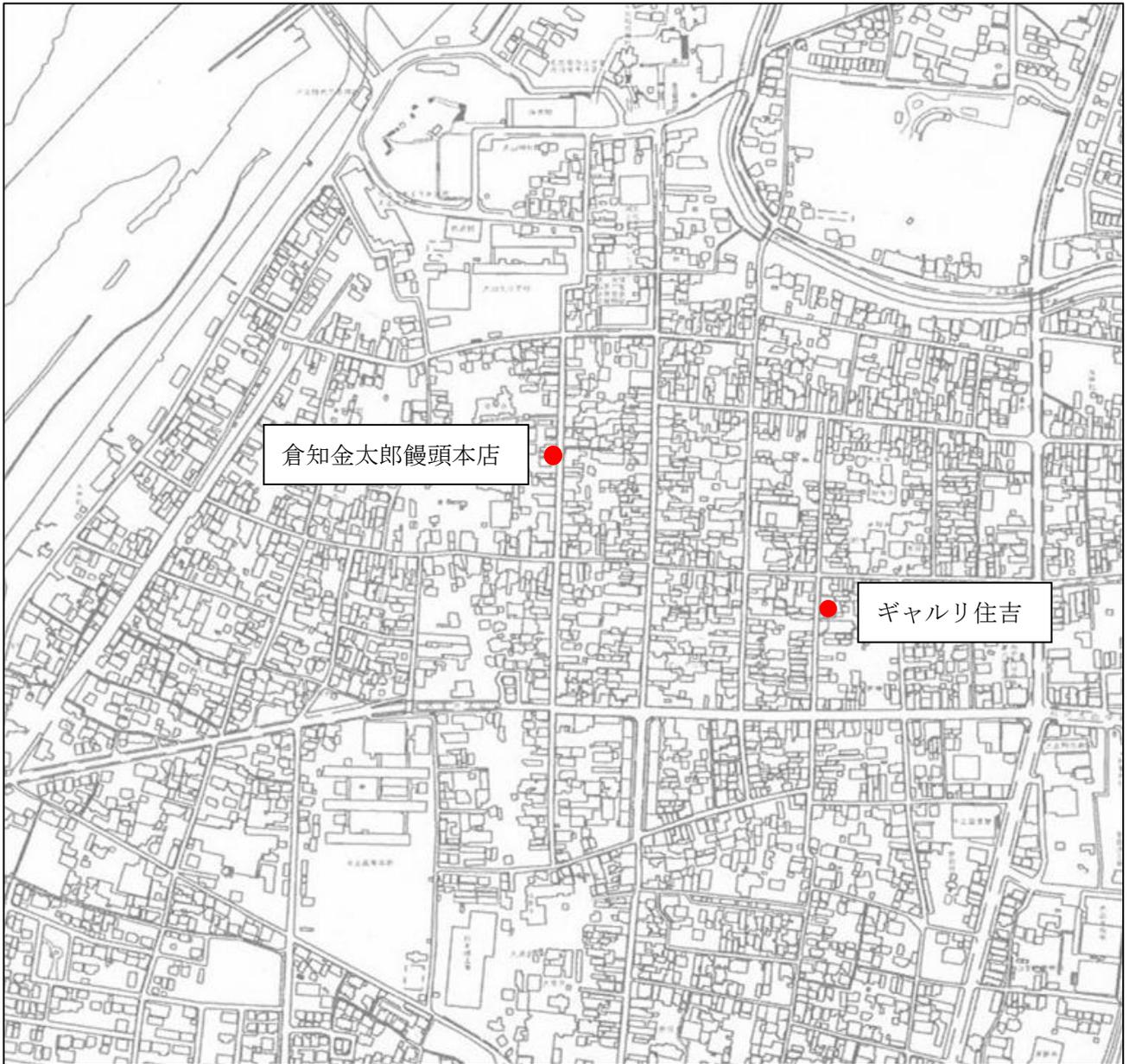
候補物件1 <部門 ②住宅以外のもの(店舗、事務所、蔵等)>

物件名	ギャルリ住吉 (大字犬山字東古券)
<物件写真>	
	

候補物件2 <部門 ②住宅以外のもの(店舗、事務所、蔵等)>

物件名	倉知金太郎饅頭本店 (大字犬山字西古券)
<物件写真>	
	

表彰候補物件 位置図



倉知金太郎饅頭本店

ギャラリー住吉



犬山市 木曾川河畔空間整備 基本構想 <抜粋>
(素案 プラン①～③)

2023(令和5)年 8月



河畔空間の灯りを確かめる実証事業（河畔deアカリーヴァ）

カタリーヴァ参加者との対話の場が出たアイデアをもとに、試験的に「明るさのある空間」を設けました。整備後のイメージを探るとともに、空間の使い方や配置、規模の妥当性を検討することで、必要な機能についての確認を行いました。

■実施期間

令和5年1月20日(金)～1月22日(日)

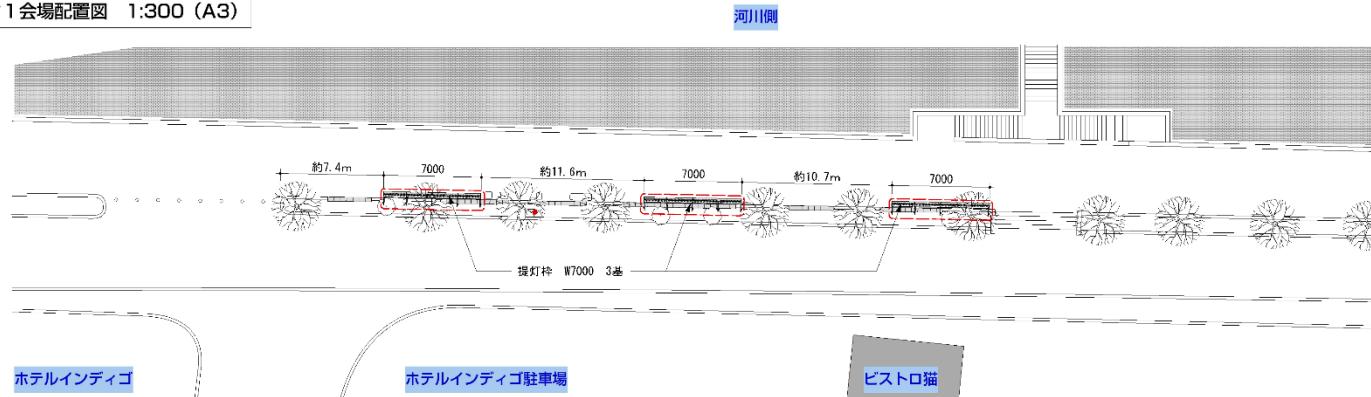
17時～21時

■実施場所と実施内容

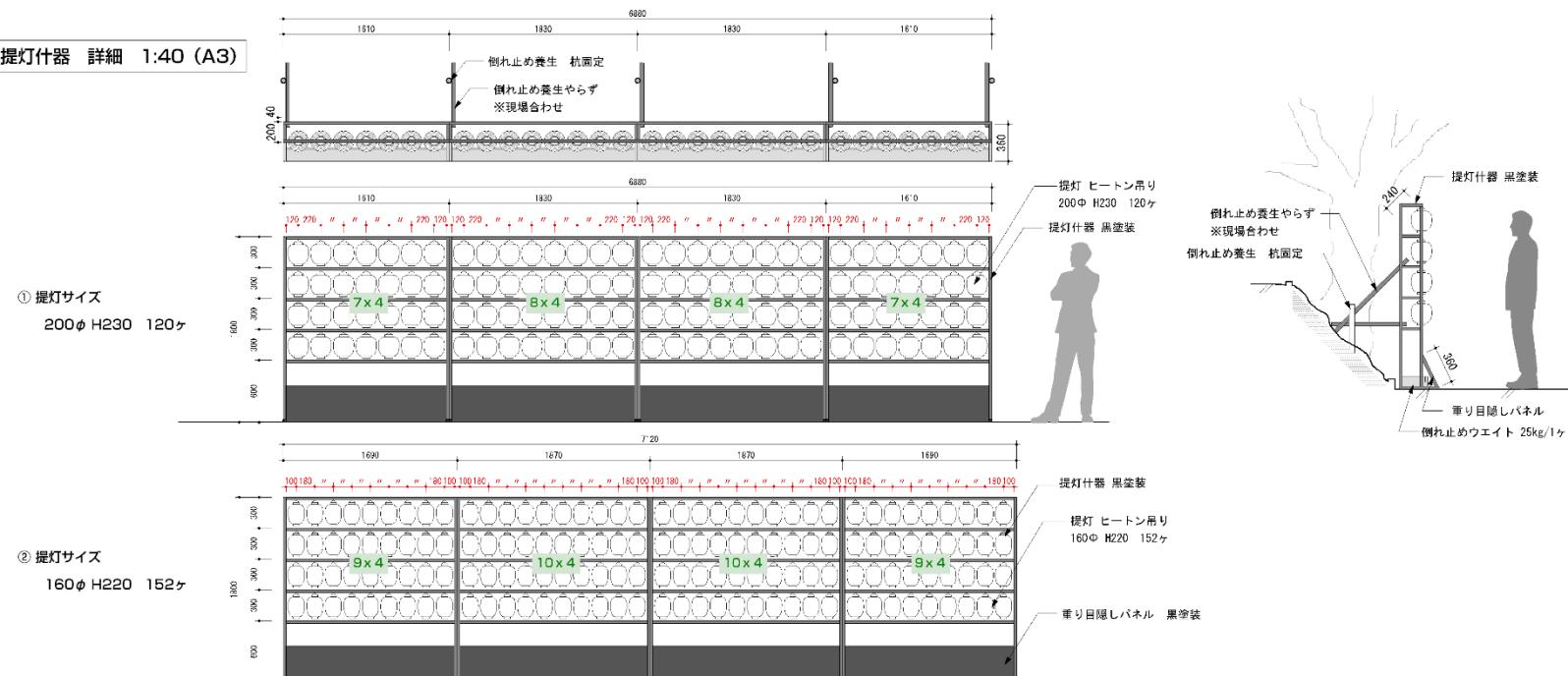
河畔空間を2つのゾーンに分けて2種類の照明演出を仕立て、参加者に異なる空間体験を提供しました。

ゾーン① 提灯のカーテン 犬山らしい情緒のある提灯を設置しました。

ゾーン1会場配置図 1:300 (A3)



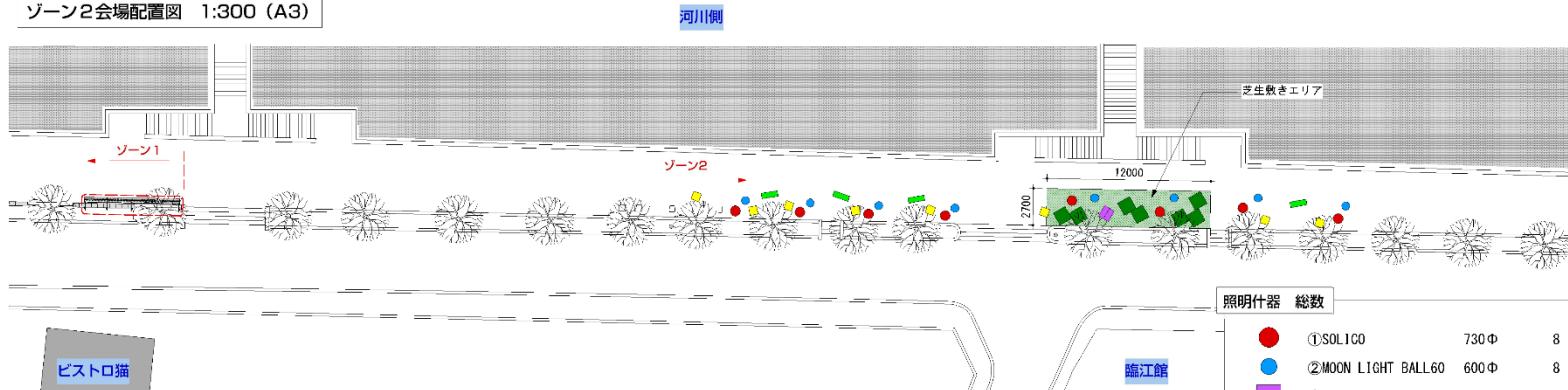
提灯什器 詳細 1:40 (A3)



ゾーン② 光のオブジェ

イスやテーブルの形状をした光のオブジェを設置しました。また、光のオブジェとともに人工芝や木製パレットを設置し、滞在空間の創出を図りました。通行空間としてパラペットから3.0m確保し、残り2.5m程度を滞在空間として人工芝等を設置しました。

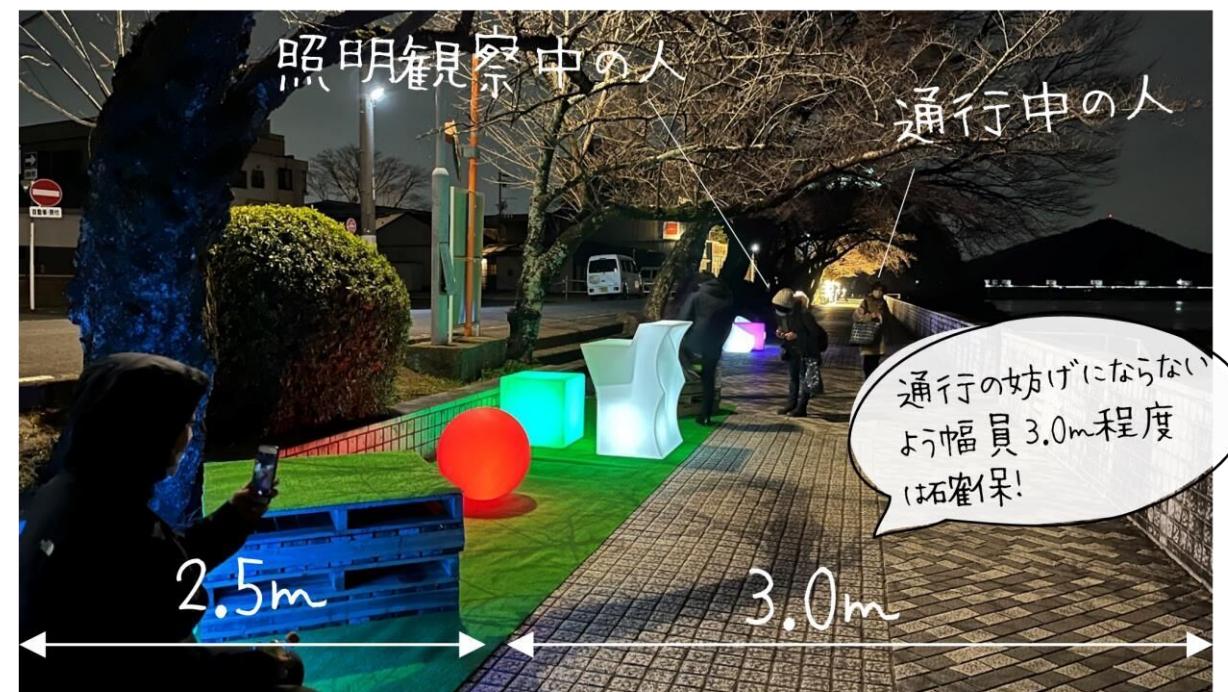
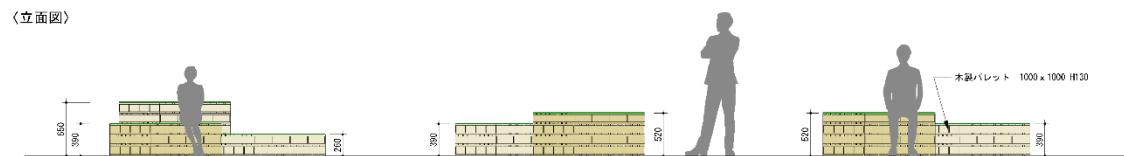
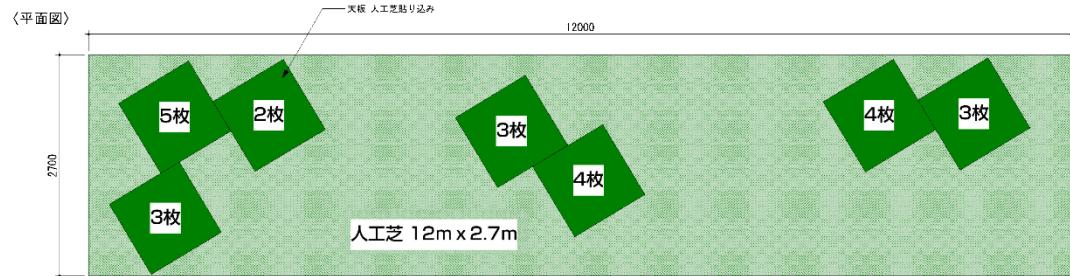
ゾーン2会場配置図 1:300 (A3)



照明什器 総数

① SOLICO	730Φ	8
② MOON LIGHT BALL60	600Φ	8
③ DUBHE	900×800	1
④ SIRIUS STRAIGHT	1200×400	4
⑤ CUBIX60	600×600	8

パレット配置例 1:50 (A3)



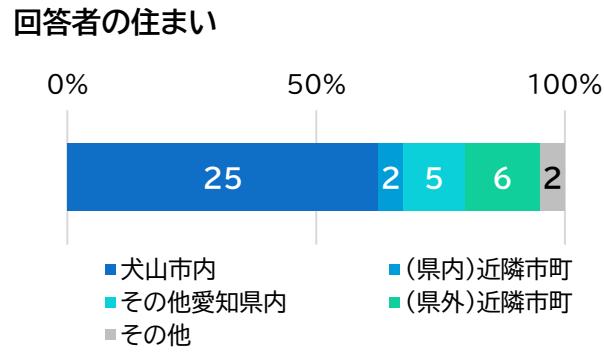
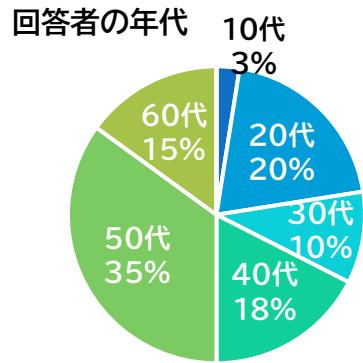
第3章 河畔空間の整備に向けた検討



■ アンケート調査

河畔空間の再整備に向けて、河畔deアカリーヴァを訪れた方を対象にアンケート調査を行いました。

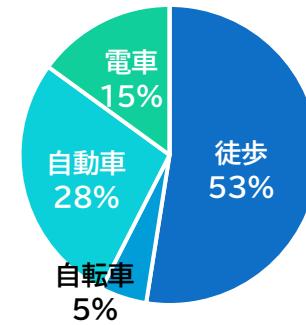
- ・アンケート方法:webアンケートと紙様式の併用
- ・回収数:40件



(県内)近隣市町-扶桑町、大口町、江南市、小牧市、春日井市、名古屋市
(県外)近隣市町-各務原市、可児市、美濃加茂市、岐阜市、坂祝町

Q1

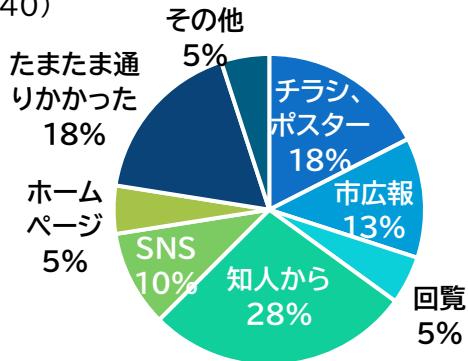
ここまでの移動手段を教えてください。(n=40)



“徒歩”が53%と最も多く、次いで“自動車”が28%と多くなっていることから、河畔空間の整備に合わせて駐車スペースの確保を検討する必要がある。

Q2

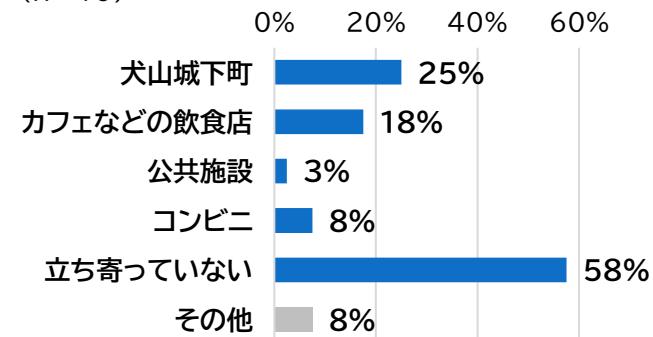
このイベント(実証事業)を何で知りましたか？(n=40)



“たまたま通りかかった”が18%存在していることから、日常的に木曽川河畔を訪れる人が多いことが分かる。

Q3

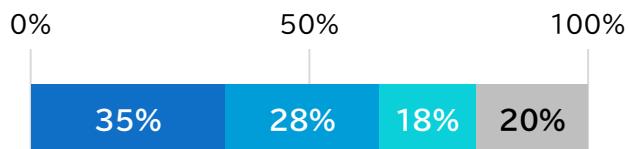
このイベントへ来場する前に犬山市内でどこかに立ち寄りましたか。※複数回答(n=40)



“立ち寄っていない”が58%を占めており、イベント自体が木曽川河畔を訪れる目的となることが分かる。

Q4

照明演出についての感想を教えてください。(n=40)

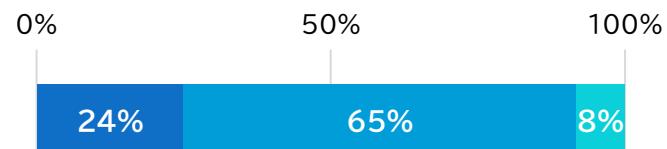


- 提灯が犬山らしさを感じられてよかった。
- オブジェ照明が新鮮でよかった。
- もっと多くの照明の演出がされているとよかった。
- その他

提灯のカーテン、光のオブジェともに好評だったが、一方で照度が高いことによる犬山城や木曽川の夜景を阻害しない工夫が必要であるという意見があった。

Q5

河畔空間の日常的な明るさについて、今後、整備を進める上で必要だと思うことを教えてください。(n=37)



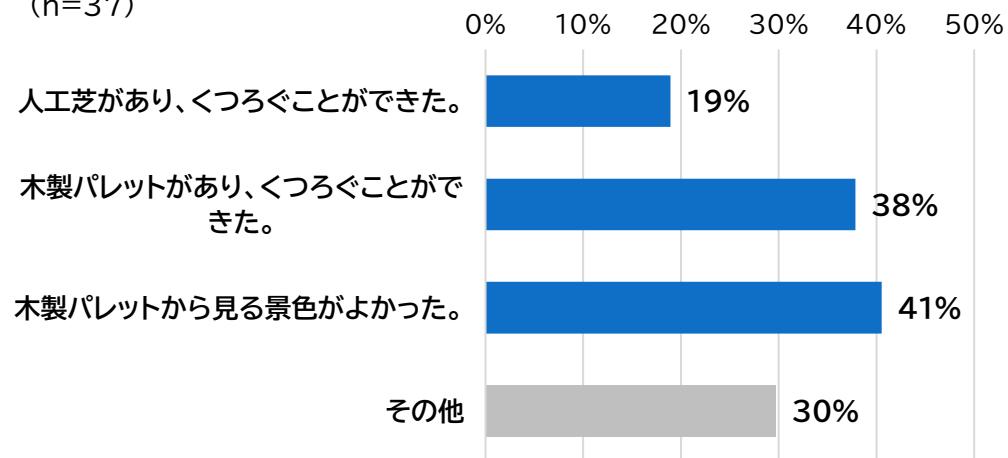
- 今回、演出した照明の明るさが通常時でも必要
- そこまではいらぬが、安心して歩ける明るさが必要
- 現状の明るさで十分
- その他

現状以上の明るさが必要と回答した人が90%を占めていることから、安心して通行できる程度以上の明るさが必要であることが分かる。

Q6

滞在空間の演出(人工芝、木製パレット)についての感想を教えてください。

※複数回答
(n=37)

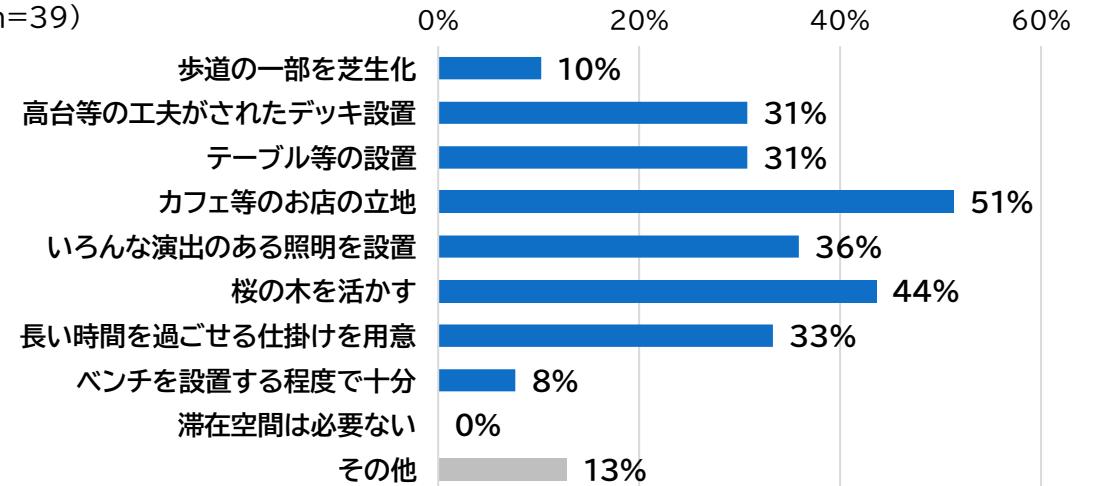


“木製パレットから見る景色がよかった”が41%と最も多くなっていることから、視点が変わる場を用意することで、長い河畔空間においても違った景色を楽しむことができることが分かる。

Q7

河畔空間のあり方について、今後整備を進める上で必要だと思うことを教えてください。

※複数回答
(n=39)

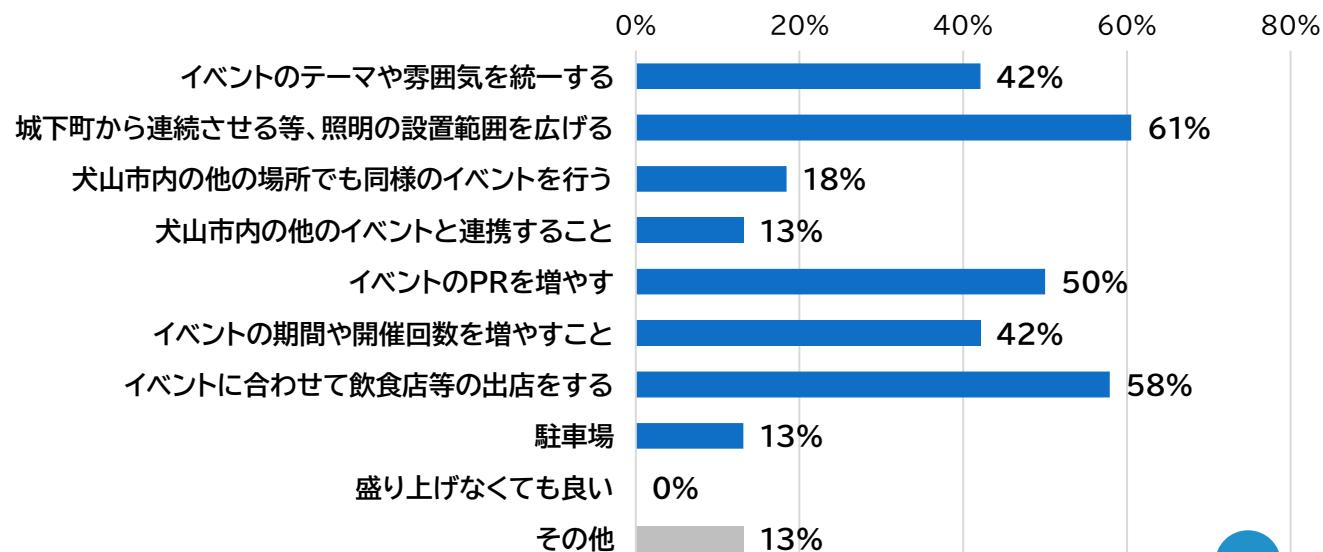


“カフェ等のお店の立地”が51%と最も多くなっていることから、河畔空間において飲食ができる場が求められていることが分かる。

Q8

この照明演出イベントをさらに盛り上げるためには何が必要だと思いますか？※複数回答

(n=38)



“城下町から連続させる等、照明の設置範囲を広げる”が61%と最も多くなっていることから、城下町等と連携して、回遊性を高める仕掛けを検討する必要があることが分かる。

第5章 河畔空間の整備構想

(3) モデルプランによる比較検討

河畔空間の整備の考え方について、空間構造の視点による3つの方向性と、設えの視点による3つの空間構成要素で整理をしました。さらに、空間構造と設えの組み合わせにより、木曽川河畔空間の基本構想として9つの案を整理します。

ここでは、あくまでも構造と設えの違いから整備パターンを整理したものであり、河畔空間の状況に応じたプランニングにより、検討していく必要があります。そこで、9つの案のうち、代表的なプランをモデルプランとして具体的な検討を行い、比較検討することにより、今後の整備のあり方を検討します。

		整備の考え方② 空間の設えの視点による整備の方向性		
		空間構成要素A	空間構成要素B	空間構成要素C
整備の考え方① 空間構造の視点による整備の方向性	方向性案①	基本構想案-A →モデルプラン①	基本構想案-B	基本構想案-C
	方向性案②	基本構想案-D	基本構想案-E →モデルプラン②	基本構想案-F
	方向性案③	基本構想案-G	基本構想案-H	基本構想案-I →モデルプラン③

概算事業費 約6.96億円～14.2億円

※上記はあくまで現時点での概算費用であり、今後施工方法等を検討、決定した際には再積算が必要です。

【モデルプラン①】 ~高低差を活かした空間づくり~

視点1

照明柱はデザインを統一し、等間隔に配灯し、河畔空間の基本照明とする。加えて滞留空間には演出照明を施す。

既存の樹木や緑地の部分を残し、緑の多い潤いのある空間とする。



視点2

既存の高低差を残しながらも、一部は車道と同じ高さで広がりのある空間を設け、店舗等の設置により滞在できる空間とする。

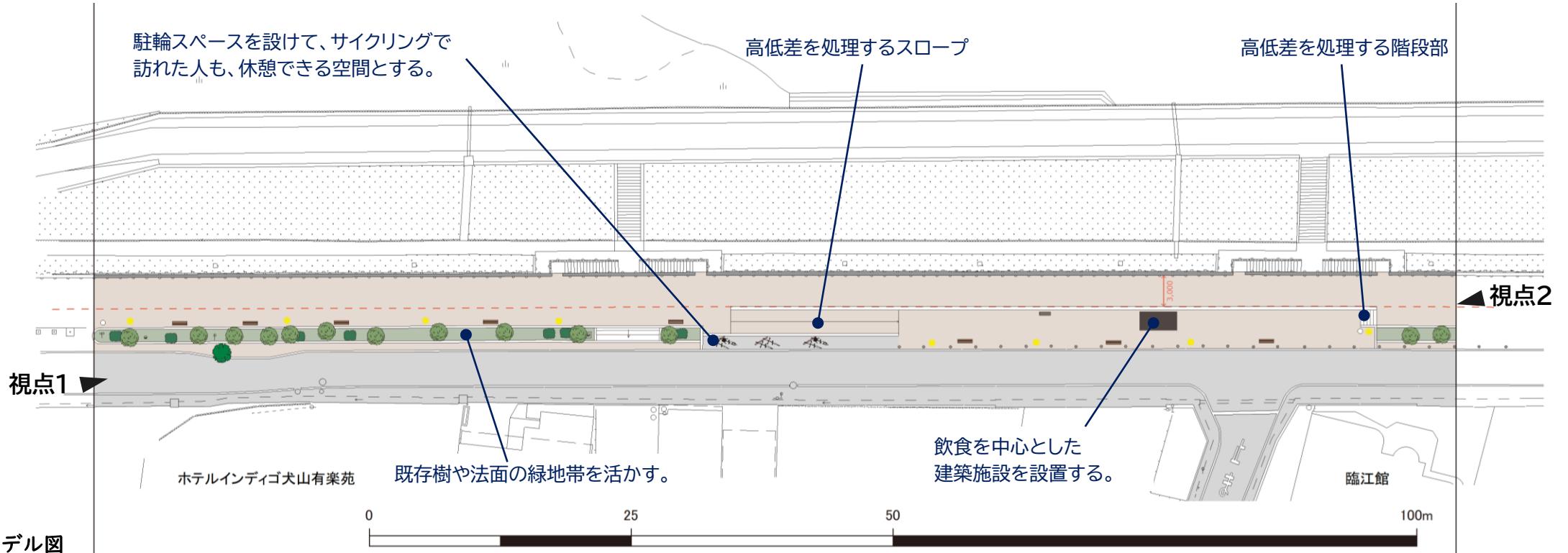
仮設店舗は、高低差を活かし、視線の高さの違いにより、室内から歩行者を気にせず川を眺めることができる。



駐輪スペースを設けて、サイクリングで訪れた人も、休憩できる空間とする。

高低差を処理するスロープ

高低差を処理する階段部



平面計画モデル図

【モデルプラン②】 ~高低差を解消した空間づくり~

視点1

遊歩道の高さを上げることで、新たに川側の柵を設け、透過性のあるもので、視界を遮らないことに配慮する。

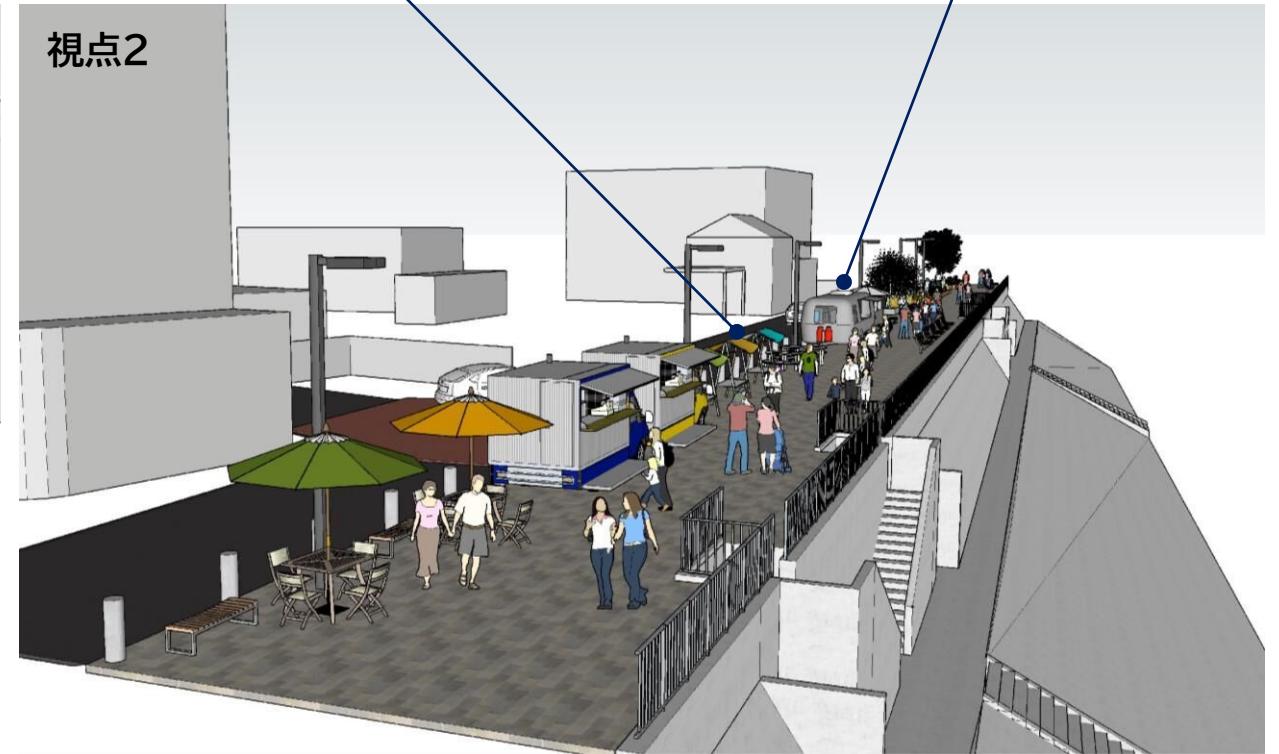
車道の一部に狭さく部を設けることにより、車の速度抑制とゆとりある通行空間を確保する。



視点2

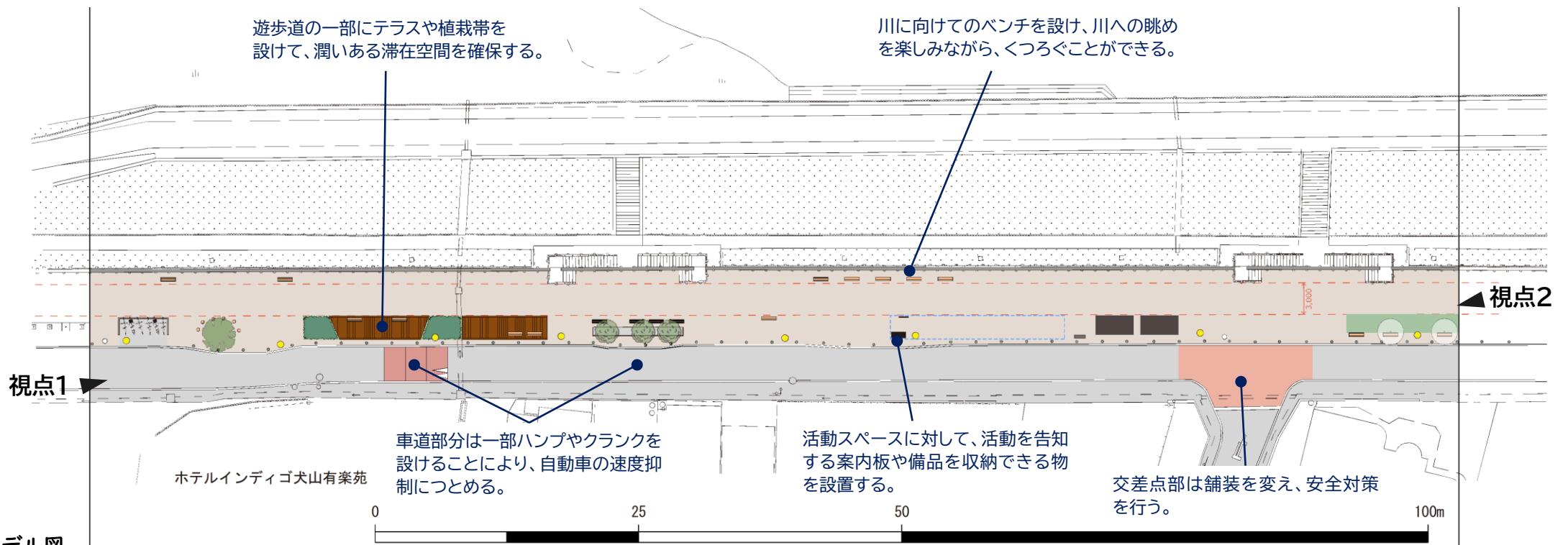
高低差をなくし、車道と同じ高さで一体的な空間とすることにより、歩道空間は広がりある様々なアクティビティを誘発する空間に転換できる。

常設施設を配置し、遊歩道から気軽に利用することができる。



遊歩道の一部にテラスや植栽帯を設けて、潤いある滞在空間を確保する。

川に向けてのベンチを設け、川への眺めを楽しみながら、くつろぐことができる。



視点1

視点2

車道部分は一部ハンプやクラックを設けることにより、自動車の速度抑制につとめる。

活動スペースに対して、活動を告知する案内板や備品を収納できる物を設置する。

交差点部は舗装を変え、安全対策を行う。

平面計画モデル図

【モデルプラン③】 ~高低差を解消し、変化ある空間づくり~

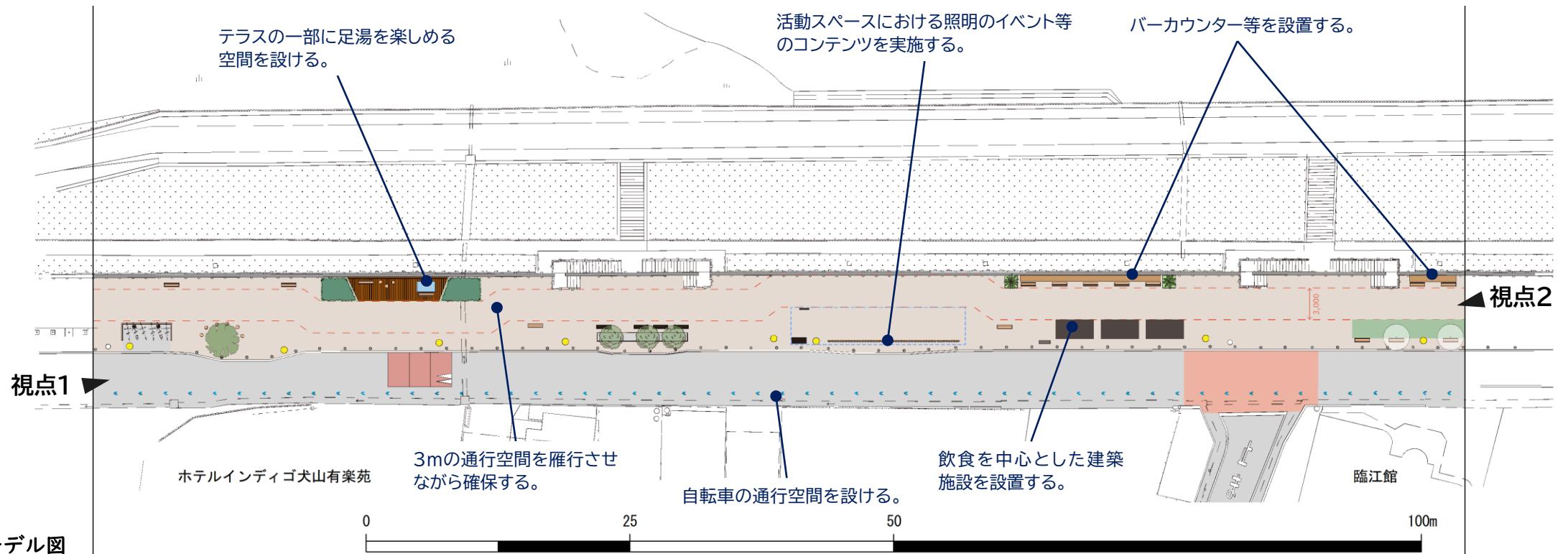
視点1



視点2



遊歩道の川側にバーカウンターを設置して、足を止めてくつろぐスペースを設ける。



平面計画モデル図

第5章 河畔空間の整備構想

参考事例

高低差のある遊歩道	川沿いのにぎわい施設(コンテナ)	水辺のオープンカフェ
和歌山県和歌山市	岩手県盛岡市	広島県広島市
	